

災害（さいがい）で 被害（ひがい）を 受（う）けた人（ひと） への 支援（しえん）

◎ 地震（じしん）や 風（かぜ）、水（みず）などの 災害（さいがい）で 被災（ひさい）した人（ひと）が 早（はや）く いつもの生活（せいかつ）が できるように 宇都宮市（うつのみやし）では 支援（しえん）を 行（おこな）っています。

※問（と）い合（あ）わせするところの 電話番号（でんわばんごう）は、市外局番（しがいきよくばん）「028」を 省略（しょうりやく）しています。

1 生活一般（せいかついつぱん）

制度（せいど）の種類（しゅるい）	支援（しえん）の種類（しゅるい）	対象（たいしょう）・内容（ないよう）	用意（ようい）する書類（しゅるい）	問（と）い合（あ）わせするところ
<p>り災証明書（さいしやうめいしょ）の発行（はっこう）</p> <p>※家（いえ）が 壊（こわ）れた人（ひと）の ための 書類（しゅるい）</p>	証明発行（しょうめいはっこう）	<p>災害（さいがい）で 家（いえ）や 建物（たてもの）などが 壊（こわ）れたときは、市（し）に 電話（でんわ）などで 連絡（れんらく）をします。後日（ごじつ）、市職員（ししょくいん）が 壊（こわ）れているところや 壊（こわ）れている物（もの）を 確認（かくにん）・調査（ちやうさ）し、「被災者台帳（ひさいしやだいちやう）」に 登録（とうろく）したあと、その内容（ないよう）を 証明（しょうめい）する書類（しゅるい）を 出（だ）します。</p> <p>※壊（こわ）れているところや 壊（こわ）れている物（もの）が わかる写真（しゃしん）を 撮影（さつえい）しておきます。</p>	<p>・本人確認（ほんにんかくにん）ができるもの</p> <p>※運転免許証（うんでんめんきょしやう）や 在留（ざいしゅう）カード など</p> <p>・委任状（いにんじやう）</p> <p>※代（か）わりの人（ひと）が 申込（もうしこ）みをする場合（ばあい）</p>	<p>【被害（ひがい）のある 家（いえ）や 建物（たてもの）の 調査（ちやうさ）】</p> <p>資産税課（しさんぜいか） (632) 2253・2257</p> <p>【証明書（しょうめいしょ）の 発行（はっこう）】</p> <p>市民課（しみんか） (632) 2265・2267</p> <p>各地区市民（かくちくしみん）センター 各出張所（かくしゅつちやうじよ）</p>
<p>水（みず）の 災害（さいがい）に あったときの 衛生対策（えいせいたいさく）と 消毒（しょうどく）の 相談（そうだん）</p>	現物支給（げんぶつしきゅう）	<p>【対象（たいしょう）】</p> <p>大雨（おおあめ）などで 家（いえ）や 建物（たてもの）などに 水（みず）が 入（はい）った人（ひと）</p> <p>【内容（ないよう）】</p> <p>・水（みず）に 浸（ひた）った 床（ゆか）や 壁（かべ）、家具（かぐ）、食器（しょっき）などの 消毒（しょうどく）の やり方（かた）や 消毒薬（しょうどくやく）などの 相談（そうだん）</p> <p>・下水道（げすいどう）や トイレから あふれた水（みず）などで 病気（びょうき）になる 恐（おそ）れがあるときの 相談（そうだん）</p>	<p>・相談（そうだん）したい人（ひと）は 電話（でんわ）してください。</p>	保健所保健予防課（ほけんじよほけんよぼうか） (626) 1115
<p>災害見舞金（さいがいみまいきん）</p> <p>※災害（さいがい）で けがをした人（ひと）が 市役所（しやくしよ）から もらえるお金（かね）</p>	給付・還付（きゅうふ・かんぷ）	<p>【対象（たいしょう）】</p> <p>・災害（さいがい）で 亡（な）くなられた人（ひと）と 一緒（いっしょ）に 住（す）んでいた 遺族（いぞく）、災害（さいがい）の 大（おお）きな怪我（けが）で 1か月以上（げついじやう）の 治療（ちりやう）を 受（う）ける 必要（ひつよう）がある人（ひと）</p> <p>・災害（さいがい）で 生活（せいかつ）する 家（いえ）に 被害（ひがい）があった 世帯主（せたいぬし）</p> <p>※世帯主（せたいぬし）…家（いえ）を 代表（だいひょう）する人（ひと）</p> <p>【内容（ないよう）】</p> <p>被害（ひがい）の 内容（ないよう）に 対応（たいおう）した 見舞金（みまいきん）を 支給（しきゅう）します。</p> <p>・死亡者（しぼうしや）1人（ひとり）＝10万円（まんえん）、大（おお）きな怪我（けが）をした人（ひと）1人（ひとり）＝5万円（まんえん）</p> <p>・全壊（ぜんかい）・全焼（ぜんしょう）・流出（りゅうしゅつ）・埋設（まいぼつ）、1戸（こ）＝10万円（まんえん）</p> <p>半壊（はんかい）・半焼（はんしょう）・半埋設（はんまいぼつ）・床上浸水（ゆかうえんすい）、1戸（こ）＝5万円（まんえん）</p> <p>・床上浸水（ゆかうえんすい）、1戸（こ）＝1万円（まんえん）</p> <p>・一部損壊（いちぶそんかい）（特定（とくてい）の災害（さいがい）に限（かぎ）ります）、1戸（こ）＝1万円（まんえん）</p>	<p>・宇都宮市（うつのみやし）が 行（おこな）う 被害調査（ひがいちやうさ）を 参考（さんこう）にし、対象者（たいしょうしや）に 連絡（れんらく）します。</p> <p>※申込書（もうしこみしよ）などは ありません。</p> <p>・床上浸水（ゆかしたしんすい）は 申込（もうしこみ）が必要（ひつよう）です。</p> <p>・床上浸水（ゆかしたしんすい）は、令和（れいわ）6年（ねん）8月（がつ）24日（にち）以降（いこう）、特定（とくてい）の災害（さいがい）に限（かぎ）らず大雨（おおあめ）による被害（ひがい）が対象（たいしょう）</p>	生活安心課（せいかつあんしんか） (632) 2819
<p>災害（さいがい）で 出（で）た 廃棄物（さいがいはいきぶつ）の 収集（しゅうしゅう）</p>	サービス	<p>床上浸水（ゆかうえんすい）などにより ゴみになった 家（いえ）の 家具（かぐ）や 大雨（おおあめ）で 家（いえ）に 流（なが）れてきた たくさんの ゴみが あったら、市（し）に 電話（でんわ）すると ゴみを 集（あつ）めます（事業系（じぎやうけい） ゴみを 除（のぞ）く）</p>	なし	ごみ減量課（げんりやうか） (632) 2423
<p>総合相談（そうごうそうだん）</p>	サービス	<p>【対象（たいしょう）】</p> <p>被災（ひさい）した人（ひと）など</p> <p>【内容（ないよう）】</p> <p>・災害（さいがい）の 問（と）い合（あ）わせや 相談（そうだん）</p> <p>・関係（かんけい）する 機関（きかん）や 団体（だんたい）への 案内（あんない）</p>	なし	広報広聴課（こうほうこうちやうか） (632) 2835 【平日（へいじつ）】 午前（ごぜん）8:30～午後（ごご）5:15 ※上（うえ）の 時間（じかん）以外（い）は コールセンター（632）2222へ 電話（でんわ）してください。

健康相談（けんこうそうだん）	サービス	<p>【対象（たいしょう）】 健康（けんこう）が 心配（しんぱい）な人（ひと）</p> <p>【内容（ないよう）】 健康（けんこう）についての 相談（そうだん）</p>	・なし	<p>・保健（ほけん）センター （627）6666</p> <p>・市役所（しやくしよ）2階（かい）保健福祉総務課（ほけんふくしそうむか） （宇都宮市役所内（うつのみやしやくしよない）、宝木（たからぎ）、豊郷地区（とよさとちく）） （632）2941</p> <p>・平石地区市民（ひらいしちくしみん）センター（平石（ひらいし）、清原（きよはら）、瑞穂野地区（みずほのちく）） （661）2369</p> <p>・富屋地区市民（とよさとちくしみん）センター（城山（しろやま）、国本（くにもと）、富屋（とみや）、篠井地区（しのいちく）） （665）3698</p> <p>・姿川地区市民（すがたがわちくしみん）センター（陽南（ようなん）、横川（よこかわ）、姿川（すがたがわ）、雀宮地区（すずめのみやちく）） （645）4535</p> <p>・河内地区市民（かわちちくしみん）センター（上河内（かみかわち）、河内地区（かわちちく）） （671）3205</p>
<p>土（ど）のうの 無料配布（むりょうはいふ）</p> <p>※土（ど）のう…土（つち）が入（はい）っている袋（ふくろ）。水（みず）や土（つち）が移動（いどう）することを防（ふせ）ぎます。</p>	現物支給（げんぶつしきゅう）	<p>【対象（たいしょう）】 浸水（しんすい）の被害（ひがい）を減（へ）らすために「土（ど）のう」が欲（ほ）しい人（ひと）</p> <p>【内容（ないよう）】 ・1世帯（せたい）で10～20袋（ふくろ）（自分（じぶん）で配布（はいふ）しているところに取（と）りに行（い）きます。）</p>	・なし	<p>都市基盤保全（としきばんほぜん）センター （661）0057</p> <p>各消防署（かくしょうぼうしよ）・各分署（かくぶんしよ） 各地区市民（かくちくしみん）センター</p>
学校（がっこう）の用品（ようひん）の給与（きゅうよ）	現物支給（げんぶつしきゅう）	<p>【対象】 家（いえ）の全壊（ぜんかい）、半壊（はんかい）、または床上浸水（ゆかうえしんすい）で学校（がっこう）の用品（ようひん）を使（つか）うことができず、勉強（べんきょう）するのに困（こま）っている市立（しりつ）小・中学校（しょう・ちゅうがっこう）の子（こ）ども</p> <p>【内容（ないよう）】 教科書（きょうかしょ）や文房具（ぶんぼうぐ）などの学校（がっこう）の用品（ようひん）を現物（げんぶつ）で支給（しきゅう）します。</p>	<p>・希望（きぼう）する人（ひと）は、電話（でんわ）で通（かよ）っている自分（じぶん）の小・中学校（しょう・ちゅうがっこう）に相談（そうだん）してください。</p>	<p>学校管理課（がっこうかんりか） （632）2708</p> <p>※市立以外（しりついがい）（私立（しりつ）・県立（けんりつ）など）の学校（がっこう）に通（かよ）っている子（こ）どもは、通（かよ）っている自分（じぶん）の学校（がっこう）に電話（でんわ）してください。</p>
外国人相談（がいこくじんそうだん）	サービス	<p>【対象（たいしょう）】 外国人（がいこくじん）で生活（せいかつ）や被災（ひさい）して困（こま）っている人（ひと）</p> <p>【内容（ないよう）】 ・生活（せいかつ）や災害（さいがい）の相談（そうだん） ・関係（かんけい）する機関（きかん）や団体（だんたい）の案内（あんない）</p>	・なし	<p>国際交流（こくさいこうりゅう）プラザ （616）1563・1564</p> <p>【受付時間（うけつけじかん）】 午前（ごぜん）10:00～午後（ごご）8:00</p> <p>※ポルトガル語（こ）やスペイン語（こ）、英語（えいご）、中国語（ちゅうごくご）、タイ語（こ）、ベトナム語（こ）で相談（そうだん）したい人（ひと）は言語（げんご）ごとに曜日（ようび）や時間（じかん）などが違（ちが）います。事前（じぜん）に電話（でんわ）などで聞（き）いてください。</p>

2 住宅（じゅうたく）関係（かんけい）

制度（せいど）の種類（しゅるい）	支援（しえん）の種類（しゅるい）	対象（たいしょう）・内容（ないよう）	用意（ようい）する書類（しゅるい）	問（と）い合（あ）わせするところ
市営住宅（しえいじゅうたく）のり災入居（さいにゅうきよ）	一時使用許可（いちじしやうきよか）	<p>【対象（たいしょう）】 火（ひ）や水（みず）などの災害（さいがい）で住（す）んでいた家（いえ）に住（す）めなくなり、困（こま）っている人（ひと） 【住（す）める期間（きかん）】 申込（もうしこ）みの日（ひ）から 6か月以内（げつい）ない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書（もうしこみしょ） ・り災証明書（さいしやうめいしょ） ・誓約書（せいやくしょ） 	住宅政策課（じゅうたくせいさくか） (632) 2553
り災住宅（さいじゅうたく）補修等（ほしゅうとう）利子補給（りしほきゆう）補助（ほじよ）	助成・補助（じよせい・ほじよ）	<p>【対象（たいしょう）】 銀行（ぎんこう）などから、お金（かね）を借（か）りて、家（いえ）を直（なお）す工事（こうじ）をした人（ひと） 【内容（ないよう）】 工事（こうじ）のために、お金（かね）を借（か）りたとき（1千万円（せんまんえん）までが対象（たいしょう））の利息分（りそくぶん）（年（ねん）2%まで）を補助（ほじよ）します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書（もうしこみしょ） ・り災証明書（さいしやうめいしょ） ・工事（こうじ）の契約書（けいやくしょ）（けいやくしょ）や お金（かね）を借（か）りたときの契約書（けいやくしょ）など 	住宅政策課（じゅうたくせいさくか） (632) 2735
仮設建築物（かせつけんちくぶつ）への制限（せいげん）の緩和（かんわ）	その他（た）	<p>【対象（たいしょう）】 災害（さいがい）があつてから 1か月以内（げつい）ないに工事（こうじ）を始（はじ）める 応急仮設建築物（おうきゆうかせつけんちくぶつ）など ※市（し）が決（き）めた区域（くいき）のみ（防火地域（ぼうかちいき）は対象（たいしょう）になりません） ※応急仮設建築物（おうきゆうかせつけんちくぶつ）…災害（さいがい）を受（う）けた人（ひと）が自分（じぶん）で使（つか）うために建築（けんちく）するもので、延（の）べ面積（めんせき）が 30㎡以内（い）ないのもの 【内容（ないよう）】 建築基準法令（けんちくききんほうれい）の規定（きてい）が適用（てきやう）されない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書（もうしこみしょ）などはありません ※ただし、工事（こうじ）が終（お）わつたあと 3か月（げつ）を超（こ）えて建築物（けんちくぶつ）を保（たも）とうとするときは許可（きよか）をとる申込（もうしこ）みが必要（ひつよう）となります。 	建築指導課（けんちくしどうか） (632) 2577

3 減免（げんめん）など ※お金（かね）を 安（やす）くすること

制度（せいど）の種類（しゅるい）	支援（しえん）の種類（しゅるい）	対象（たいしょう）・内容（ないよう）	用意（ようい）する書類（しゅるい）	問（と）い合（あ）わせるところ
<p>市民税（しみんぜい）・県民税（けんみんぜい）の減免（げんめん）</p> <p>※市（し）や 県（けん）に 払（は）らう税金（ぜいきん）</p>	<p>減免・猶予（げんめん・ゆうよ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】</p> <p>住（す）んでいる家（いえ） または 家具（かぐ）などの 損害（そんがい）の金額（きんがく）（保険金（ほけんきん）などの 補填分（ほてんぶん）を 除（のぞ）く）が、その家（いえ） または 家具（かぐ）などの 価格（かかく）の 30%以上（いじょう）であり、前年（ぜんねん）の 合計所得金額（ごうけいしょとくきんがく）が 1,000万円以下（まんえんいか）で 税金（ぜいきん）の 支払（しはら）いが 難（むず）かしい人（ひと）</p> <p>※本人（ほんにん） または その扶養親族（ふようしんぞく）が 持（も）っている 家（いえ） または 家具（かぐ）などの 場合（ばあい）のみ</p> <p>※扶養親族（ふようしんぞく）…生活（せいかつ）を 養（やしな）う家族（かぞく）</p> <p>【内容（ないよう）】</p> <p>法律（ほうりつ）と 条例（じょうれい）などにより、実態（じったい）に 応（おう）じて 減免（げんめん）します。</p>	<p>・市民税（しみんぜい）・県民税（けんみんぜい）減免申請書（げんめんしんせいしょ）</p>	<p>市民税課（しみんぜいか） (632) 2233・2221・2214・2217</p>
<p>固定資産税（こていしさんぜい）の減免（げんめん）</p> <p>※土地（とち）や 家（いえ）、償却資産（しょうきやくしさん）などを 持（も）っている人（ひと）が 払（は）らう 税金（ぜいきん）</p>	<p>減免・猶予（げんめん・ゆうよ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】</p> <p>持（も）っている家（いえ）や 建物（たてもの）に ひどい被害（ひがい）（半壊以上（はんかいいじょう））を 受（う）けた人（ひと）</p> <p>【内容（ないよう）】</p> <p>法律（ほうりつ）と 条例（じょうれい）などにより、実態（じったい）に 応（おう）じて 減免（げんめん）します。</p>	<p>・固定資産税減免申請書（こていしさんぜいげんめんしんせいしょ）</p>	<p>資産税課（しさんぜいか） (632) 2253・2257</p>
<p>国民健康保険（こくみんけんこうほけん）の 医療費（いりょうひ）一部負担金（いちぶふたんきん）の 免除（めんじょ）</p> <p>※免除…お金（かね）を 払（は）らわないこと</p>	<p>減免・猶予（げんめん・ゆうよ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】</p> <p>①～⑤のうち、どれかに 当（あ）てはまる人（ひと）</p> <p>①住（す）んでいる家（いえ）の 全半壊（ぜんはんかい）、全半焼（ぜんはんしょう）、床上浸水（ゆかうえしんすい） または 同（おな）じょうな 被害（ひがい）にあった人（ひと）</p> <p>②生計維持者（せいけいいじしゃ）が 死亡（しぼう）または ひどいけがや ひどい病気（びょうき）になった人（ひと）</p> <p>③生計維持者（せいけいいじしゃ）の いる場所（ばしょ）が 分（わ）からない人（ひと）</p> <p>④生計維持者（せいけいいじしゃ）の 仕事（しごと）が 廃止（はいし） または 休止（きゅうし）している人（ひと）</p> <p>⑤生計維持者（せいけいいじしゃ）が 仕事（しごと）を 失（う）しな い、現在（げんざい） 収入（しゅうにゅう）がない人（ひと）</p> <p>【内容（ないよう）】</p> <p>・病院（びょういん）の 支払（しはら）いの 免除（めんじょ）・減額（げんがく）</p> <p>・上（うえ）に 書（か）いてある 要件（ようけん）のほか 預金調査（よきんちょうさ）も あります。</p>	<p>・減免申請書（げんめんしんせいしょ）</p>	<p>保険年金課（ほけんねんきんか） (632) 2316</p>
<p>国民健康保険（こくみんけんこうほけん）の 保険税（ほけんぜい）の減免（げんめん）</p>	<p>減免・猶予（げんめん・ゆうよ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】</p> <p>家（いえ） または 家具（かぐ）などの 損害（そんがい）の 金額（きんがく）（保険金（ほけんきん）などの 補填分（ほてんぶん）を 除（のぞ）く）が、その 価格（かかく）の 100分（ぶん）の30以上（いじょう）であり、前年（ぜんねん）の 合計所得金額（ごうけいしょとくきんがく）が 1,000万円以下（まんえんいか）の人（ひと）</p> <p>※被保険者（ひほけんしゃ） または その世帯主（せたいぬし）が 持（も）っている 家（いえ） または 家具（かぐ）の場合（ばあい）のみ</p> <p>※被保険者（ひほけんしゃ）…国民健康保険（こくみんけんこうほけん）保険者証（ほけんしゃしょう）を 使（つか）っている人（ひと）</p> <p>【内容（ないよう）】</p> <p>被災（ひさい）の 状況（じょうきょう）に 応（おう）じて 減免（げんめん）します。</p>	<p>・国民健康保険税（こくみんけんこうほけんぜい）減免申請書（げんめんしんせいしょ）</p> <p>・り災証明書（さいしょうめいしょ）</p>	<p>保険年金課（ほけんねんきんか） (632) 2320</p>
<p>後期高齢者医療制度（こうきこうれいしゃいりょうせいど）の 医療費（いりょうひ）一部負担金（いちぶふたんきん）の 免除（めんじょ）</p>	<p>減免・猶予（げんめん・ゆうよ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】</p> <p>①～⑤のうち、どれかに 当（あ）てはまる人（ひと）</p> <p>①住（す）んでいる家（いえ）の 全半壊（ぜんはんかい）、全半焼（ぜんはんしょう）、床上浸水（ゆかうえしんすい） または 同（おな）じょうな 被害（ひがい）にあった人（ひと）</p> <p>②生計維持者（せいけいいじしゃ）が 死亡（しぼう）または ひどいけがや ひどい病気（びょうき）になった人（ひと）</p> <p>③生計維持者（せいけいいじしゃ）の いる場所（ばしょ）が 分（わ）からない人（ひと）</p> <p>④生計維持者（せいけいいじしゃ）の 仕事（しごと）が 廃止（はいし） または 休止（きゅうし）している人（ひと）</p> <p>⑤生計維持者（せいけいいじしゃ）が 仕事（しごと）を 失（う）しな い、現在（げんざい） 収入（しゅうにゅう）がない人（ひと）</p> <p>【内容（ないよう）】</p> <p>・病院（びょういん）の 支払（しはら）いの 免除（めんじょ）・減額（げんがく）をします。</p>	<p>・減免申請書（げんめんしんせいしょ）</p>	<p>保険年金課（ほけんねんきんか） (632) 2333</p>

<p>後期高齢者医療制度（こうきこうれいしゃいりょうせいど）の加入者（かにゅうしゃ）の保険料（ほけんりょう）の減免（げんめん）</p>	<p>減免・猶予（げんめん・ゆうよ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】 家（いえ）または家具（かぐ）などの損害（そんがい）の金額（きんがく）（保険金（ほけんきん）などの補填分（ほてんぶん）を除（のぞ）く）が、その価格（かかく）の100分（ぶん）の30以上（いじょう）であり、前年（ぜんねん）の合計所得金額（ごうけいしよとくきんがく）が1,000万円以下（まんえんいか）の人（ひと） ※被保険者（ひほけんしゃ）またはその世帯主（せたいぬし）が持（も）っている家（いえ）または家具（かぐ）の場合（ばあい）のみ ※被保険者（ひほけんしゃ）…後期高齢者医療（こうきこうれいしゃいりょう）被保険者証（ひほけんしゃしょう）を使（つか）っている人（ひと） 【内容（ないよう）】 被災（ひさい）の状況（じょうきょう）に 応（おう）じて 減免（げんめん）します。</p>	<p>・後期高齢者医療保険料減免申請書（こうきこうれいしゃいりょうほけんりょうげんめんしんせいしょ） （こうきこうれいしゃいりょうほけんりょうげんめんしんせいしょ） ・災害（さいがい）などによる家（いえ）や家具（かぐ）などの財産（ざいさん）の被害（ひがい）に関（かん）する 申立書（もうしたてしょ） ・災害（さいがい）などによる家（いえ）や家具（かぐ）などの財産（ざいさん）の損害金額（そんがいきんがく）の内訳書（うちわけしょ） など</p>	<p>保険年金課（ほけんねんきんか） (632) 2333</p>
<p>介護保険料（かいごほけんりょう）の減免（げんめん）</p>	<p>減免・猶予（げんめん・ゆうよ）</p>	<p>【対象】 前年（ぜんねん）の所得（しよとく）が1,000万円以下（まんえんいか）の世帯（せたい）で、本人（ほんにん）または世帯主（せたいぬし）の家（いえ）や家具（かぐ）、その他（た）の財産（ざいさん）に ひどい損害（そんがい）があった人（ひと） 【内容（ないよう）】 被害（ひがい）の状況（じょうきょう）に 応（おう）じて 減免（げんめん）します。</p>	<p>・介護保険料減免等申請書（かいごほけんりょうげんめんとうしんせいしょ） ・被災（ひさい）証明書（さいしやうめいしょ） ・保険金（ほけんきん）や損害賠償額（そんがいばいしょうがく）がわかる書類（しやうり）</p>	<p>高齢福祉課（こうれいふくしか） (632) 2907</p>
<p>ごみ処理手数料（しりてすうりょう）の減免（げんめん）</p>	<p>減免・猶予（げんめん・ゆうよ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】 火災（かさい）、風（かぜ）、水（みず）の災害（さいがい）などで家（いえ）や建物（たてもの）に損害（そんがい）があった人（ひと） 【内容（ないよう）】 被害（ひがい）のあった家（いえ）や建物（たてもの）の建築廃材（けんちくはいざい）などのうち、清掃工場（せいそうこうじょう）での処理（しり）ができるごみについて受入（うけい）れ、このうち、一般居住用（いっぱんきょじゅうよう）のごみは、処理手数料（しりてすうりょう）を減免（げんめん）します。</p>	<p>・一般廃棄物処理手数料減免申請書（いっぱんはいきぶつしりてすうりょうめんじょしんせいしょ） ・被災（ひさい）証明書（さいしやうめいしょ）</p>	<p>廃棄物施設課（はいきぶつしせつか） (632) 2666</p>
<p>し尿（にょう）くみ取（と）り手数料（てすうりょう）の減免（げんめん）</p>	<p>減免・猶予（げんめん・ゆうよ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】 くみ取（と）り式（しき）の便槽（べんそう）（トイレ）からの汚（よご）れたものを貯（た）めておくところに雨（あめ）の水（みず）が流（なが）れてきて、急（いそ）いでくみ取（と）る必要（ひつよう）がある人（ひと） 【内容（ないよう）】 くみ取（と）り手数料（てすうりょう）を減免（げんめん）します。</p>	<p>・申込書（もうしこみしょ）</p>	<p>ごみ減量課（げんりょうか） (632) 2423</p>
<p>保育料（ほいくりょう）の減免（げんめん）</p>	<p>減免・猶予（げんめん・ゆうよ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】 所得（しよとく）が1,000万円以下（まんえんいか）で、家（いえ）が半壊以上（はんかいいじょう）の損害（そんがい）があった人（ひと） 【内容（ないよう）】 被災（ひさい）した世帯（せたい）の保育料（ほいくりょう）を減免（げんめん）します。</p>	<p>・保育費減免申請書（ほいくひげんめんしんせいしょ） ・被災（ひさい）証明書（さいしやうめいしょ） ・課税証明書（かぜいしやうめいしょ） ・損失額明細書（そんしつがくめいさいしょ）</p>	<p>保育課（ほいくか） (632) 2393・2394</p>
<p>児童扶養手当（じどうふようてあて）の所得制限（しよとくせいげん）の特例（とくれい） ※児童扶養手当…18歳（さい）までの子（こ）どもをひとりて育（そだ）てている親（おや）が市役所（しやくしよ）からもらえるお金（おかね）。収入（しゅうにゅう）によって決（き）まります。 ※特例…特別（とくべつ）に認（み）とめること</p>	<p>減免・猶予（げんめん・ゆうよ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】 所得額（しよとくがく）が制限額（せいげんがく）を超（こ）えて、手当（てあて）の支給（しきゅう）が止（と）まっている人（ひと）で、被害額（ひがいがく）が家（いえ）や家具（かぐ）などの財産（ざいさん）の約（やく）2分（ぶん）の1以上（いじょう）の損害（そんがい）があった人（ひと） ※被害額（ひがいがく）から保険（ほけん）などの給付金（きゅうふきん）で補充（ほじゅう）された金額（きんがく）を除（のぞ）いて計算（けいさん）します。 【内容（ないよう）】 所得（しよとく）による手当（てあて）の支給停止（しきゅうていし）の解除（かいじよ） ※ただし、令和（れいわ）7年度（ねんど）に確認（かくにん）する令和（れいわ）6年（ねん）の所得額（しよとくがく）が制限額（せいげんがく）を超（こ）えていたときは、手当（てあて）を返（かえ）す必要（ひつよう）があります。</p>	<p>・被災（ひさい）状況書（ひさいじょうきょうしょ）</p>	<p>子（こ）ども政策課（せいさくか） (632) 2386</p>
<p>特別（とくべつ）障（しょう）がい者（しゃ）手当（てあて）の所得制限（しよとくせいげん）の特例（とくれい） ※特例…特別（とくべつ）に認（み）とめること</p>	<p>減免・猶予（げんめん・ゆうよ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】 所得額（しよとくがく）が制限額（せいげんがく）を超（こ）えて、手当（てあて）の支給（しきゅう）が止（と）まっている人（ひと）で、被害額（ひがいがく）が家（いえ）や家具（かぐ）などの財産（ざいさん）の約（やく）2分（ぶん）の1以上（いじょう）の損害（そんがい）があった人（ひと） ※被害額（ひがいがく）から保険（ほけん）などの給付金（きゅうふきん）で補充（ほじゅう）された金額（きんがく）を除（のぞ）いて計算（けいさん）します。 【内容（ないよう）】 所得（しよとく）による手当（てあて）の支給停止（しきゅうていし）の解除（かいじよ） ※ただし、令和（れいわ）7年度（ねんど）に確認（かくにん）する令和（れいわ）6年（ねん）の所得額（しよとくがく）が制限額（せいげんがく）を超（こ）えていたときは、手当（てあて）を返（かえ）す必要（ひつよう）があります。</p>	<p>・被災（ひさい）状況書（ひさいじょうきょうしょ）</p>	<p>障（しょう）がい福祉課（ふくしか） (632) 2362</p>

<p>特別児童扶養手当（とくべつじどうふようてあて）・障（しょう）がい児福祉手当（じふくしてあて）の所得制限（しよとくせいげん）の特例（とくれい）</p> <p>※特例…特別（とくべつ）に認（み）とめること</p>	<p>減免・猶予（げんめん・ゆうよ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】 所得額（しよとくがく）が制限額（せいげんがく）を超（こ）えて、手当（てあて）の支給（しきゅう）が止（と）まっている人（ひと）で、被害額（ひがいがく）が家（いえ）や家具（かぐ）などの財産（ざいさん）の約（やく）2分（ぶん）の1以上（いじょう）の損害（そんがい）があった人（ひと） ※被害額（ひがいがく）から保険（ほけん）などの給付金（きゅうふきん）で補充（ほじゅう）された金額（きんがく）を除（のぞ）いて計算（けいさん）します。 【内容（ないよう）】 所得（しよとく）による手当（てあて）の支給停止（しきゅうていし）の解除（かいじょ） ※ただし、令和（れいわ）7年度（ねんど）に確認（かくにん）する令和（れいわ）6年（ねん）の所得額（しよとくがく）が制限額（せいげんがく）を超（こ）えていたときは、手当（てあて）を返（かえ）す必要（ひつよう）があります。</p>	<p>・被災状況書（ひさいじょうきょうしよ）</p>	<p>子（こ）ども政策課（せいさくか） (632) 2387</p>
<p>国民年金（こくみんねんきん）第1号被保険者（だいいごうひほけんしゃ）の保険料（ほけんりょう）の免除（めんじょ）</p>	<p>減免・猶予（げんめん・ゆうよ）</p>	<p>【対象】 家（いえ）や、家具（かぐ）、その他（た）の財産（ざいさん）の被害金額（ひがいきんがく）が、その価格（かかく）の約（やく）2分（ぶん）の1以上（いじょう）の損害（そんがい）があった人（ひと） 【内容（ないよう）】 国民年金保険料（こくみんねんきんほけんりょう）を免除（めんじょ）します。</p>	<p>・国民年金保険料免除（こくみんねんきんほけんりょうめんじょ）・納付猶予申請書（のうふゆうよしんせいしよ） ・被災状況届（ひさいじょうきょうとどけ）（その他（た）の被害（ひがい）の場合（ばあい）） ・その他（た）、必要（ひつよう）な書類（しょるい）がある場合（ばあい）があります。</p>	<p>保険年金課（ほけんねんきんか） (632) 2327</p>
<p>市奨学金（ししょうがくきん）・入学一時金（にゅうがくいちじきん）の返還猶予（へんかんゆうよ）</p> <p>※返還猶予…お金（かね）を返（かえ）すのを待（ま）つこと</p>	<p>減免・猶予（げんめん・ゆうよ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】 市奨学金（ししょうがくきん）と入学一時金（にゅうがくいちじきん）を返（かえ）している人で、災害（さいがい）の被害（ひがい）があり、返（かえ）すことが難（むずか）しい人（ひと） 【内容（ないよう）】 被災（ひさい）の状況（じょうきょう）に応じて返還（へんかん）を猶予（ゆうよ）します。</p>	<p>・猶予願（ゆうよねがい） ・り災証明書（さいしょうめいしよ）</p>	<p>教育企画課（きょういくきかく） (632) 2705</p>
<p>マイナンバーカードなどの再交付手数料（さいこうふてすうりょう）の減免（げんめん）</p>	<p>減免・猶予（げんめん・ゆうよ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】 マイナンバーカードを失（な）くした宇都宮市（うつのみやし）のみやしに住民登録（じゅうみんとろく）がある人（ひと）で、り災台帳（さいだいちょう）へ登録（どうろく）が終（お）わっている人（ひと）（同一世帯員（どういつせたいいん）などを含（ふく）む。） 【内容（ないよう）】 マイナンバーカードの再交付手数料（さいこうふてすうりょう）の減免（げんめん）します。</p>	<p>【マイナンバーカードの再交付（さいこうふ）】 ・①～③を窓口（まどぐち）に持（も）って来（き）てください。 ①本人確認書類（ほんにんかくにんしょるい）2点（てん）（原本（げんぽん）） ②顔写真（かおじゃしん） （縦（たて）4.5cm、横（よこ）3.5cm、6か月以内（げつ以内）に撮影（さつえい）した写真（じゃしん）。ただし、正面（しょうめん）・帽子（ぼうし）はかぶらない・背景（はいけい）がないもの） ※顔写真（かおじゃしん）は、市役所（しやくしよ）市民課（しみんか）で撮影（さつえい）することができま す。 ③り災証明書（さいしょうめいしよ）（宇都宮市以外（うつのみやし以外）の被災（ひさい）した場合（ばあい）） ④個人番号（こじんばんごう）カード交付申請書（こうふしんせいしよ） ⑤個人番号（こじんばんごう）カード紛失・廃止届（ふんしつ・はいしとどけ） ⑥個人番号（こじんばんごう）カード暗証番号（あんしょうばんごう）設定依頼書（せっていらいしよ） ⑦個人番号（こじんばんごう）カード再交付手数料（さいこうふてすうりょう）免除申請書（めんじょしんせいしよ）</p>	<p>市民課（しみんか） (632) 5266 各地区市民（かくちくしみん）センター 各出張所（かくしゅつちょうじよ）</p>
<p>産後（さんご）ケア事業（じぎょう）の自己負担（じこふたん）の免除（めんじょ）</p>	<p>減免・猶予（げんめん・ゆうよ）</p>	<p>【対象（たいしょう）】 ①～⑤のうち、どれかに当（あ）てはまる人（ひと） ①住（す）んでいる家（いえ）の全半壊（ぜんはんくわい）、床上浸水（ゆかうえしんすい）または同（おな）じょうな被害（ひがい）があった人（ひと） ②生計維持者（せいけいいじしゃ）が死亡（しぼう）またはひどいけがやひどい病気（びょうき）になった人（ひと） ③生計維持者（せいけいいじしゃ）のいる場所（ばしよ）が分（わ）からない人（ひと） ④生計維持者（せいけいいじしゃ）の仕事（しごと）が廃止（はいし）または休止（きゅうし）している人（ひと） ⑤生計維持者（せいけいいじしゃ）が仕事（しごと）を失（う）しい、現在（げんざい）収入（しゅうにゅう）がない人（ひと） 【内容（ないよう）】 産後（さんご）ケア事業（じぎょう）の基準（きじゅん）上限額（じょうげんがく）（宿泊型（しゅくはくがた）30,000円（えん）、通所型（つうしよがた）10,000円（えん）、訪問型（ほうもんがた）7,500円（えん））のうち2割（わり）の自己負担（じこふたん）を免除（めんじょ）します。（ただし、基準（きじゅん）上限額（じょうげんがく）を超（こ）えた金額（きんがく）は全部（ぜんぶ）支払（しはら）います。）</p>	<p>・利用者負担額減額（りようしゃふたんがくげんがく）・免除等申請書（めんじょとうしんせいしよ）</p>	<p>子ども支援課（しえんか） (632) 2388</p>

<p>障(しょう)がい福祉(ふくし)サービスなどの利用者負担額(りようしゃふたんがく)の免除(めんじょ)</p>	<p>減免・猶予(げんめん・ゆうよ)</p>	<p>【対象(たいしょう)】 ①～⑤のうち、どれかに当(あ)てはまる人(ひと) ①住(す)んでいる家(いえ)の全半壊(ぜんはんかい), 全半焼(ぜんはんしょう), 床上浸水(ゆかうえしんすい) または 同(おな)じょうな被害(ひがい)にあった人(ひと) ②生計維持者(せいけいいじしゃ)が死亡(しぼう) または ひどいけがや ひどい病気(びょうき)になった人(ひと) ③生計維持者(せいけいいじしゃ)のいる場所(ばしょ)が分(わ)からない人(ひと) ④生計維持者(せいけいいじしゃ)の仕事(しごと)が廃止(はいし) または 休止(きゅうし)している人(ひと) ⑤生計維持者(せいけいいじしゃ)が仕事(しごと)を失(うしな)い、現在(げんざい) 取入(しゅうにゅう)がない人(ひと) 【内容(ないよう)】 ・障(しょう)がい福祉(ふくし)サービスなどを 使(つか)う人(ひと)のお金(かね)の支払(しはら)いを 免除(めんじょ)します。 ・対象(たいしょう)になるサービス など 障(しょう)がい福祉(ふくし)サービス 地域生活支援事業(ちいきせいかつしえんじぎょう) (移動支援事業(いどうしえんじぎょう), 日中(にっちゅう)一時支援事業(いちじしえんじぎょう), 訪問入浴(ほうもんにゅうよく)サービス, 地域活動(ちいきかつどう)センター事業(じぎょう)) 補装具(ほそうぐ), 日常生活用具給付(にちじょうせいかつようぐきゅうふ) ※施設(しせつ)に 入所(にゅうしょ)している時(とき)の 食費(しょくひ)・居住費(きょじゅうひ)などは 自分(じぶん)で 払(は)う 必要(ひつよう)があります。</p>	<p>・利用者負担額減額・免除等申請書(りようしゃふたんがくげんがく・めんじょとうしんせいしょ)</p>	<p>【障(しょう)がい福祉(ふくし)サービス, 地域生活支援事業(ちいきせいかつしえんじぎょう) (移動支援事業(いどうしえんじぎょう), 日中(にっちゅう)一時支援事業(いちじしえんじぎょう), 訪問入浴(ほうもんにゅうよく)サービス, 地域活動(ちいきかつどう)センター事業(じぎょう))】 障(しょう)がい福祉課(ふくしか) (632) 2339・2869 【補装具(ほそうぐ), 日常生活用具給付(にちじょうせいかつようぐきゅうふ)】 障(しょう)がい福祉課(ふくしか) (632) 2363</p>
<p>小児慢性(しょうにまんせい)特定疾病(とくていしつぺいじょう)児童(にちじょうせいかつようぐ)に必要(ひつよう)な お金(かね) (自分(じぶん)で 払(は)らう分(ぶん))の 免除(めんじょ)</p>	<p>減免・猶予(げんめん・ゆうよ)</p>	<p>【対象(たいしょう)】 ①～⑤のうち、どれかに 当(あ)てはまる人(ひと) ①住(す)んでいる家(いえ)の 全半壊(ぜんはんかい), 全半焼(ぜんはんしょう), 床上浸水(ゆかうえしんすい) または 同(おな)じょうな被害(ひがい)にあった人(ひと) ②生計維持者(せいけいいじしゃ)が 死亡(しぼう) または ひどいけがや ひどい病気(びょうき)になった人(ひと) ③生計維持者(せいけいいじしゃ)の いる場所(ばしょ)が 分(わ)からない人(ひと) ④生計維持者(せいけいいじしゃ)の 仕事(しごと)が 廃止(はいし) または 休止(きゅうし)している人(ひと) ⑤生計維持者(せいけいいじしゃ)が 仕事(しごと)を 失(うしな)い、現在(げんざい) 取入(しゅうにゅう)がない人(ひと) 【内容(ないよう)】 小児慢性特定疾病(しょうにまんせい)とくていしつぺいじょうの 日常生活用具(にちじょうせいかつようぐ)に 必要(ひつよう)な お金(かね) (自分(じぶん)で 払(は)らう分(ぶん))を 免除(めんじょ)します。 ※ただし、基準額(きじゅんがく)を 超(こ)えた分(ぶん)については 全部(ぜんぶ) 自分(じぶん)で 払(は)らいます。</p>	<p>・利用者負担額減額・免除等申請書(りようしゃふたんがくげんがく・めんじょとうしんせいしょ)</p>	<p>子(こ)ども支援課(しえんか) (632) 2296</p>

4 農薬（のうぎよう）・商業関係（しょうぎようか
んけい）

制度（せいど）の種類（しゅるい）	支援（しえん）の 種類（しゅるい）	対象（たいしょう）・内容（ないよう）	用意（ようい）する 書類（しゅるい）	問（と）い合（あ）わせ するところ
緊急災害対策（きんきゆうさいがいたい さく）特別資金（とくべつしきん）	貸付（かしつけ）	<p>【対象（たいしょう）】 宇都宮市内（うつのみやし）に 事業所（じぎょう しょ）がある 中小企業者（ちゅうしょうぎぎょう しゃ）で、融資（ゆうし）申込（もうしこ）みの日 （ひ）の 1年前（ねんまえ）の日（ひ）から、申込（も うしこ）みの日（ひ）までに、地震（じしん）、激（は げ）しい雨（あめ）、その他（た）の 異常（いじょう う）な 自然現象（しぜんげんしょう）で 起（お）きる 災害（さいがい）の 被害（ひがい）があり、宇都 宮市（うつのみやし）の り災証明書（さいしょうめい しよ）などを 交付（こうふ）された人（ひと）</p> <p>【内容（ないよう）】 自然災害（しぜんさいがい）で 被害（ひがい）があっ た 宇都宮市内（うつのみやし）の 中小企業者 （ちゅうしょうぎぎょう）の、再建（さいけん）に 必 要（ひつよう）な 運転資金（うんでんしきん）・設備 資金（せつびしきん）を 融資（ゆうし）するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書（もうしこみしよ） ・市税完納証明書（しぜいかんのう しょうめいしよ） ・最近期（さいきんき）の 決算書 （けつさんしよ）の 写（うつ）し ・市（し）が 発行（はっこう）する り災（さい）（被災（ひさい））証明 書（しょうめいしよ）、その他（た） の 被害（ひがい）を 証明（しょう めい）する 書類（しゅるい）、写真 （しゃしん） 【以下（いかに）】、設備資金（せつびし きん）の 申込（もうしこ）みだけに 必要（ひつよう）な 書類（しゅる い） ・見積書（みつもりしよ）、カタログ または 平面図（へいめんず）の 写 （うつ）し ・施設（しせつ）などの 新築（しん ちく）または 増改築工事（ぞうかい ちくこうじ）を 発注（はっちゅ う）する 場合（ばあい）は、建築確 認済証（けんちくかくくにんずみしよ う）の 写（うつ）し 	商工振興課（しょうこうしんこうか） (632) 2433・2434
農業災害補助金（のうぎようさいがいほ じょきん）	助成・補助（じよせい い・ほじよ）	<p>【対象（たいしょう）】 農作物（のうさくぶつ）と 農用施設（のうようしせ つ）などの 被害（ひがい）で 減（へ）った収穫量 （しゅうかくりょう）が 平年収穫（へいねんしゅうか く）の 30/100以上（いじょう）または、損失額（そ んがいがく）が 被害（ひがい）を 受（う）けた 価 格（かかく）の 30/100以上（いじょう） 損害（そん がい）を 受（う）けた 農業者（のうぎようしゃ）な ど</p> <p>【内容（ないよう）】 病害虫防除用農薬購入費（びようがいちゅうぼうじよ うのうやくこうにゅうひ）、樹草勢回復用肥料購入費 （じゅそうせいかいふくようひりょうこうにゅうひ）、 被害農作物（ひがいのうさくぶつ）取（と）り片（か た）づけ作業費（さぎょうひ）などの 補助（ほじよ） や 経営資金融資（けいえいしきんゆうし）への 利子 補給（りしほきゅう） ※栃木県（とちぎけん）農漁業災害対策（のうぎよぎょう さいがいたいさく）特別措置条例（とくべつそちじよ うれい）が 適用（てきよう）された場合（ばあい）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書（もうしこみしよ） <p>※内容（ないよう）で 追加書類（つ いかしるい）が 必要（ひつよう） な 場合（ばあい）が あります。</p>	<p>【補助（ほじよ）について】 農林生産流通課（のうりんせいさんりゅ うつうか） (632) 2457</p> <p>【利子補給（りしほきゅう）について】 農業企画課（のうぎようきかくか） (632) 2473</p>
土地改良事業等補助金（とちかいらい じぎょうとうほじょきん） （災害復旧事業（さいがいかくきゅうじ ぎょう））	助成・補助（じよせい い・ほじよ）	<p>【対象（たいしょう）】 地震（じしん）、大雨（おおあめ）などで 被災（ひさい） した、農地（のうち）や 農用施設（のうぎょう ようしせつ）の 復旧工事（ふっきゅうこうじ）</p> <p>【内容（ないよう）】 復旧工事（ふっきゅうこうじ）に 必要（ひつよう） だった 費用（ひよう）の 1/2を 補助（ほじよ） します。 ※災害規模（さいがいきぼ）で、内容（ないよう）が 変（か）わる 場合（ばあい）が あります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書（もうしこみしよ） ・位置図（いちず） ・工事見積書（こうじみつもりしよ） ・被災状況（ひがいはじょうきょう）が 確認（かくにん）できる 写真（しゃ しん） 	農業企画課（のうぎようきかくか） (632) 2474